

◆40歳になる方は

40歳の誕生日の月分(1日生まれの方は前月)から介護の保険料がかかります。40歳の誕生日に新たに介護分の保険料を計算し、当月または翌月に加算した通知書をお送りします。

●65歳になる方は

65歳の誕生日の前月分(1日生まれの方は前々月分)までの介護分の保険料が含まれます。 この場合、例えば8月生まれの方は4月から7月(65歳になる月の前月)までの4か月分を、6月期から翌年3月期までの10期に割り振ります。 ※65歳からは第1号被保険者となり、介護保険課から通知が送付されます。